

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	久米南町 663
地域名 (地域内農業集落名)	全間地区 (全間)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	26.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	26.4 ha
② 田の面積	26.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	10.2 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域の農地の現状は、地区内を貫流する河川に沿った集落では、狭小かつ不整形、一方上部の山腹に点在する集落では、急峻な棚田となっている。いずれも大型機械の使用は全く不可能で耕作の省力化は望むべくもない。また、地区民の高齢化も進み全農地の半分近くの耕作者が70歳以上となっている。10年後には、これら農地の大半が耕作放棄地となることが危惧される。担い手は数名いるが、それぞれ高齢化のため今以上の規模拡大はできない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在、約0.5haで露地キュウリの栽培が行われているが、これは耕作者の高齢化などで徐々に減少するものと思われる。大半の農地は水稻しか出来ないのが実情だが、それも近年の獣害の増加、米価の低迷などで安定した収益に繋がっていない。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地の集積、集約を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20	%	将来の目標とする集積率
			25 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集約化は現在の水準を極力維持することとする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
若い担い手を探し、その者に対して農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の賃貸借を円滑で確実なものとするため積極的に農地中間管理機構の活用をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組
ほとんどの農地が実施規模の大小はあるが一応基盤整備済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
他の地域から就農希望者が来ることは想定していない。経営を引き継いだ後継者を地域で支援していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除、草刈り作業については良い受託者があれば委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①従来から鳥獣害、とりわけイノシシの害が多発するため、ほとんどの圃場が電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置し対策している。しかし近年、耕作者の高齢化などで設備の十分な管理が行き届かなくなり被害が出るようになってきた。そこで中山間地域直接支払制度や多面的機能交付金制度を利用して地域ぐるみで地域の資産として保守管理することとした。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標 地図上 の表示	備考
利用者	1	野菜ほか	0.06 ha	ha	野菜ほか	0.06 ha	ha	1	
利用者	2	水稻ほか	0.9 ha	ha	水稻ほか	0.9 ha	ha	2	
利用者	3	水稻ほか	1.7 ha	ha	水稻ほか	1.7 ha	ha	3	
利用者	4	水稻ほか	0.7 ha	ha	今後検討 等	0.7 ha	ha	4	
利用者	5	水稻ほか	0.8 ha	ha	水稻ほか	0.8 ha	ha	5	
利用者	6	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	6	
利用者	7	水稻ほか	0.6 ha	ha	水稻ほか	0.6 ha	ha	7	
利用者	8	水稻ほか	0.6 ha	ha	水稻ほか	0.6 ha	ha	8	
利用者	9	自己保全 管理	0.1 ha	ha	今後検討 等	0.1 ha	ha	9	
利用者	10	水稻	0.2 ha	ha	水稻ほか	0.2 ha	ha	10	
利用者	11	豆類	0.3 ha	ha	豆類ほか	0.3 ha	ha	11	
利用者	12	景観管理	0.4 ha	ha	今後検討 等	0.4 ha	ha	12	
利用者	13	水稻ほか	2.5 ha	ha	水稻ほか	2.5 ha	ha	13	
		ゆず	0.2 ha	ha	ゆず	0.2 ha	ha	14	
利用者	14	水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha	15	
利用者	15	水稻ほか	0.6 ha	ha	今後検討 等	0.6 ha	ha	16	
利用者	16	水稻ほか	0.5 ha	ha	水稻ほか	0.5 ha	ha	17	
認農	17	水稻ほか	2.4 ha	ha	水稻ほか	2.4 ha	ha	18	
利用者	18	水稻ほか	0.5 ha	ha	水稻ほか	0.5 ha	ha	19	
利用者	19	水稻ほか	0.4 ha	ha	今後検討 等	0.4 ha	ha	20	
利用者	20	野菜ほか	0.9 ha	ha	今後検討 等	0.9 ha	ha	21	

認農	21	水稻ほか	4.6 ha	ha	水稻ほか	4.6 ha	ha	22	
利用者	22	景観管理ほか	0.5 ha	ha	今後検討等	0.5 ha	ha	23	
利用者	23	豆類ほか	0.2 ha	ha	今後検討等	0.2 ha	ha	24	
利用者	24	水稻ほか	0.6 ha	ha	今後検討等	0.6 ha	ha	25	
利用者	25	自己保全管理	0.5 ha	ha	今後検討等	0.5 ha	ha	26	
利用者	26	野菜ほか	0.4 ha	ha	今後検討等	0.4 ha	ha	27	
利用者	27	果樹	0.3 ha	ha	今後検討等	0.3 ha	ha	28	
利用者	28	果樹	0.4 ha	ha	果樹	0.4 ha	ha	29	
認就	29	果樹	1.1 ha	ha	果樹	1.1 ha	ha	30	
計	29経営体		25.4 ha	0 ha		25.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。